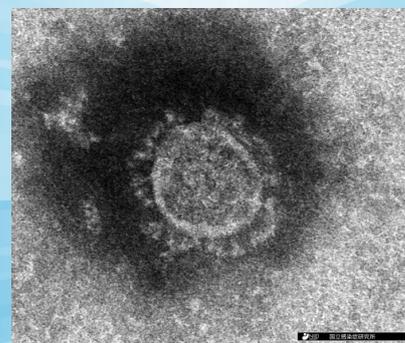


# 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対応の記録と検証

～令和2年1月から令和5年5月まで～



令和6年3月  
仙台市

## 新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 対応の記録と検証

～令和2年1月から令和5年5月まで～



### 表紙の写真

- ① 新型コロナウイルスの電子顕微鏡写真(画像提供:国立感染症研究所)
- ② 宿泊療養施設に置かれた个人防护具着衣所
- ③ 仙台市保健所の執務室
- ④ 市役所本庁舎1階のPCR検査センター
- ⑤ 時短要請への協力の呼びかけ
- ⑥ せんだい生活スタイルのポスター(仙台弁こけしコラボ版)
- ⑦ 市役所本庁舎の吊り看板

## はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、令和元年12月に、中華人民共和国湖北省武漢市で感染者が報告されて以降、世界中に拡大し、令和2年1月には、世界保健機関（WHO）によって「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」が宣言されるに至った。

日本国内においても、同年1月中旬に感染者が確認され、国は1月末に新型コロナを「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）の指定感染症として定めた後、3月には「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部を改正し、同法の対象疾患として位置づけた。

本市においては、令和2年2月末に市内で初めての感染者が確認されて以降、感染が拡大していった。特に令和3年3月には、全国に先行して急激な感染拡大が起こり、人口10万人当たりの新規陽性者数が全国でも最多となった。また、その後は、全国の感染状況とほぼ同様に、それ以前の流行の波を大きく上回る感染拡大を繰り返す動きを見せた。

新型コロナの影響は、市民生活及び社会経済活動のほぼ全ての場面に及んだことから、この間、本市では、国や県、関係機関との連携のもと、保健所はもとより、全庁を挙げて各般の感染症対応業務に取り組んできたが、令和5年5月8日に国が感染症法上の類型を見直したことで、3年以上に及んだ新型コロナへの対応は、一定の区切りを迎えることとなった。

一方で、社会のグローバル化の進展等に伴い、新たな感染症の発生がパンデミックにつながるリスクは格段に高まっている。今後も市民の安全・安心を確保していくため、今回の新型コロナへの対応を当該リスクへの備えに生かしていくことが極めて重要である。

本書は、こうした考えのもと、本市の対応を総括的に振り返り、危機管理体制や組織体制の運営、感染対策、社会経済活動の維持・回復への取組み等について記録するとともに、各対応の検証を行い、得られた教訓や知見、課題等を次の感染症危機に向けた取組みにつなげていくことを目的として作成したものである。

## 本書の構成について

本書は、以下の5つの章で構成されている。

### 【第1章 本市の感染状況】(P3～P18)

- ・ 第1節では、流行初期（第1波～第3波）から第8波までの本市の感染状況について、その推移と主な対策を、感染の波ごとに掲載している。
- ・ 第2節では、感染者及び死亡者の年代別割合等、本市の感染状況に係る統計データを掲載している。

### 【第2章 本市の対応に係る総括】(P21～P47)

第3章の内容を簡潔に概観できるよう、本市が新型コロナ対応として実施した様々な対策や事業と、その検証結果について、総括的に掲載している。

### 【第3章 各対応の経過及び検証】(P51～P459)

本市が流行初期（第1波～第3波）から第8波までの間、新型コロナ対応として実施した様々な対策や事業の詳細な内容と、その検証結果について、それぞれシート形式にまとめ、掲載している。

なお、各節については、「仙台市新型インフルエンザ等対策行動計画」における主要6項目に「財政運営、財源確保等」を加えた計7項目を基に構成している。

### 【第4章 有識者等からの意見】(P463～P479)

本市の新型コロナ対応に対する評価や課題、今後の感染症対応に係る提言等について、医療分野、市民活動分野及び経済分野の有識者等、計6名・団体から伺った意見を掲載している。

### 【第5章 各種資料】(P483～P551)

国、県、市等の対応経過や、国等に対する要請の実績等、本市の新型コロナ対応に係る各種資料を掲載している。

# 目 次

## 略称及び用語説明等

## 第1章 本市の感染状況

第1節 感染状況の推移と主な対策	3
第2節 新型コロナウイルス感染症に係る統計データ	16

## 第2章 本市の対応に係る総括

## 第3章 各対応の経過及び検証

### 第1節 実施体制

1 感染症対応に係る危機管理体制	
（1）体制運営及び意思決定	51
（2）新型コロナウイルス感染症対策調整担当の設置・対応	65
2 組織体制	
（1）組織体制の強化	69
（2）各種職員の応援	
ア 他自治体やIHEATからの応援	71
イ 庁内の保健師等専門職の応援	74
（3）全庁推進体制の確立・運営	
ア 全庁推進体制	76
イ 総務グループの設置・対応	80
ウ 全庁応援体制	84
エ 各区の応援体制	91
（4）保健所の体制	
ア 保健所本所	113
イ 保健所支所	117
3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対応	
（1）緊急事態措置及びまん延防止措置の適用等による対応	
ア 緊急事態措置及びまん延防止措置の適用等による対応	121
イ 緊急事態措置等に係る電話問合せ対応	136
（2）時短・休業要請に係る対応	138

### 第2節 サーベイランス・情報収集

1 情報収集に係る県・市医師会や医療機関、県、国等関係機関との連携	149
2 検査体制の確保	

(1) 仙台市衛生研究所の検査体制強化	153
(2) 各種検査手段の確保	155
(3) 変異株の検査及びゲノム解析等の実施	161
(4) 国のモニタリング検査の実施	163
3 積極的疫学調査の実施	165

### 第3節 医療

#### 1 医療提供体制の確保

(1) 受診・相談体制の整備	173
(2) 医療提供体制の整備	178
(3) 救急搬送体制の確保	181
(4) 仙台市感染制御地域支援チームの設置・対応	190
(5) 医療物資の確保・提供・備蓄	192
(6) 感染症対応下における通常医療の安定的な提供	195

#### 2 陽性者への対応

(1) 入院等調整と患者移送	
ア 陽性者の入院可否の判断及び調整	197
イ 患者移送に係る対応	202
(2) 宿泊療養施設の運営	206
(3) 自宅療養者の健康観察及び生活支援	
ア 自宅療養者の健康観察	211
イ 自宅療養者への生活必需品の支援	218
ウ 仙台市健康フォローアップセンター	222
(4) 療養解除後の相談（後遺症等）ダイヤル	225

### 第4節 情報提供・共有

#### 1 情報発信

(1) 感染状況等に係る情報発信	
ア 感染状況等に係る情報発信	227
イ 発生動向等の情報提供	233
(2) 町内会及び市民活動団体等への情報提供	237
(3) 外国人住民等に向けた情報提供	241
(4) 支援制度一覧の作成・発行	243

#### 2 感染拡大防止に向けた市民等への要請・啓発

(1) 感染拡大防止に向けた要請に係る宮城県との連携	244
(2) 街頭啓発	247

### 第5節 予防・まん延防止

#### 1 感染拡大防止

(1) 本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインの作成	249
(2) クラスタ対策・対応	
ア クラスタ対策	251
イ 感染拡大防止に協力した事業者への支援等	254

2	各種施設における感染対策	
(1)	市立学校の対応	
ア	臨時休業への対応	257
イ	オンライン学習の実施	259
ウ	市立学校における感染対策	261
エ	学校職員の感染対策や感染者発生時の対応	266
オ	部活動等における対応	269
(2)	児童福祉施設等の対応	272
(3)	障害者施設・高齢者施設等の対応	
ア	障害者施設・高齢者施設等における感染対策	278
イ	障害者施設・高齢者施設等におけるクラスター対応	283
ウ	施設従事者向け検査の実施	286
(4)	市民利用施設等の対応	
ア	市民利用施設等における感染対策	288
イ	市博物館等における新たな取り組み	293
ウ	市交通局における感染対策	297
(5)	仙台市庁舎における感染対策	300
(6)	避難施設等における感染対策	305
3	市職員の感染者発生時の対応	308
4	ワクチン接種に係る対応	312
5	大規模イベントに係る対応	
(1)	東京オリンピック・パラリンピックに係る対応	320
(2)	本市で開催される大規模イベントに係る対応	323
6	その他	
(1)	窓口業務に係る対応	329
(2)	幼児健康診査の一部個別検診による実施	332
(3)	選挙に係る対応	334
(4)	職員採用試験等に係る対応	336

## 第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保

1	生活に係る相談	
(1)	こころの電話相談	341
(2)	いのち支えるLINE相談	343
(3)	暮らし支える総合相談	344
(4)	人権・労働相談	346
2	生活支援	
(1)	生活困窮者等への支援	
ア	特別定額給付金の支給	348
イ	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金等の支給	354
ウ	市営住宅の一時的な提供	357
(2)	子育て世帯への給付金等の支給	359
(3)	就学支援制度等の学生等への支援制度	364
(4)	就労支援	365

(5) 税・公共料金の特例	
ア 各種公共料金の減免等	368
イ 市民税・県民税の申告期限延長	370
ウ 市税の徴収猶予	372
エ その他税金支払への支援措置	374
3 事業者への支援及び経済回復策	
(1) 時短・休業要請に係る協力金等の支給	376
(2) 中小企業支援金、商店街向け支援等の経済回復策の実施	
ア がんばる中小企業応援事業	386
イ 中小企業チャレンジ補助金	392
ウ 中小企業応援窓口	395
エ 割増商品券事業	396
オ デジタルスタンプラリー	398
(3) 資金繰り支援	
ア 仙台市中小企業融資制度の拡充及び融資に係る信用保証料補給	399
イ 資本制劣後ローン連動型給付金	401
(4) 地域企業のデジタル化推進	
ア 地域企業デジタル化推進事業補助金	402
イ 地域企業テレワーク導入・利活用支援事業補助金	403
(5) 文化・観光事業の回復に向けた支援	
ア 文化活動支援	405
イ 宿泊キャンペーン	408
ウ 宿泊事業者事業継続支援金	410
エ 市内で開催される会議等への支援	412
オ 大型観光イベント・屋外イベントの開催に係る支援	415
(6) その他の支援	
ア タクシー運行継続奨励金	418
イ 路線バス運行継続奨励金	419
ウ NPO 法人等活動支援金	420
エ 指定管理者への支援	421
オ 使用料・貸付料の減免等	424
4 感染防止と地域経済の両立に向けた対策	
(1) 仙台感染症対策・地域経済循環プロジェクト	425
(2) 飲食店関係検査	
ア 接待を伴う飲食店従業員の検査	427
イ 中心市街地飲食店従業員向け検査	428
ウ 仙台市内飲食店等従業員無料検査	430
(3) PCR 検査センターの設置	435
(4) 飲食店認証制度	442
5 斎場等における対応	446

## 第7節 財政運営・財源確保等

1 財政運営・財源の確保	451
--------------	-----

2	地方創生臨時交付金の活用	453
3	各種契約事務における特例的対応	455
4	会計事務における特例的対応	456
5	物資の寄附	457
6	備蓄の確保	459

第4章	有識者等からの意見	463
-----	-----------	-----

#### 第5章 各種資料

1	国等・県・市の対応経過	483
2	新型コロナウイルス感染症対応に係る危機管理体制の経過一覧	518
3	国等に対する新型コロナウイルス感染症関係の要請等の実績	520
4	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業一覧	536
5	繁華街（国分町）の人流推移	551

## 略称及び用語説明等

### 1 略称について

(1) 本書において、略称を用いて記載する法令は、次のとおりである。(五十音順)

- ・ **感染症法** : 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ **特措法** : 新型インフルエンザ等対策特別措置法

(2) 本書において、略称を用いて記載する用語は、次のとおりである。(五十音順)

- ・ **基本的対処方針** : 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- ・ **緊急事態宣言** : 新型インフルエンザ等緊急事態宣言
- ・ **緊急事態措置** : 新型インフルエンザ等緊急事態措置
- ・ **県医療調整本部** : 宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部
- ・ **行動計画** : 新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・ **コロナ調整担当** : 仙台市危機管理局危機管理部危機管理課新型コロナウイルス感染症対策調整担当（令和2年度は、仙台市総務局付）
- ・ **市新型コロナ対策会議** : 仙台市新型コロナウイルス感染症対策会議
- ・ **市対応マニュアル** : 仙台市新型インフルエンザ等対応マニュアル
- ・ **市連絡本部会議** : 仙台市危機管理連絡本部会議
- ・ **新型コロナ** : 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
- ・ **WHO（ダブリューエイチオー）** : 世界保健機関
- ・ **DMAT（ディーマット）** : 災害派遣医療チーム
- ・ **認証店** : みやぎ飲食店コロナ対策認証店
- ・ **HER-SYS（ハーシス）** : 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム
- ・ **発生届** : 新型コロナウイルス感染症発生届
- ・ **本市の事業・施設等の取り扱いガイドライン** : 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン
- ・ **まん延防止措置** : 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置
- ・ **宮城 DMAT（ディーマット）** : 宮城県災害派遣医療チーム
- ・ **呼びかけ基準** : 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県民への情報提供（呼びかけ）基準
- ・ **臨時交付金** : 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

### 2 用語説明について

本書中、「†数字」を追記している用語（例：緊急事態宣言<sup>†1</sup>）については、以下に説明を記載している。

#### †1 新型インフルエンザ等緊急事態宣言（緊急事態宣言）

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生した旨等の公示のこと（特措法第32条第1項）。

#### †2 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（まん延防止措置）

新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政

令で定める要件に該当する事態の公示がされた時から、事態が終了した旨の公示がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び地方公共団体が特措法の規定により実施する措置（特措法第2条第3号）。

### † 3 発熱外来

発熱症状のある患者を、他の患者との動線を分けるなどして院内感染を防止しつつ診察できる外来医療機関を指す。

### † 4 仙台医療圏

仙台市及び塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村を含めた14市町村。

### † 5 仙台市保健所（市保健所・保健所本所・保健所支所）

市保健所は、健康福祉局保健所（健康安全課、感染症対策室、生活衛生課、食品監視センターの3課1公所で構成）及び市内5区の保健福祉センター（保健所支所、保健福祉事務所を兼ねる。管理課、家庭健康課、保育給付課、障害高齢課、介護保険課等の8～9課で構成）で構成されている。

本書においては、健康福祉局保健所及び保健福祉センターの双方を合わせて「市保健所」と表記する。健康福祉局保健所のみを指す場合は「保健所本所」と表記する。保健福祉センターのみを指す場合は「保健所支所」と表記する。

市保健所における新型コロナ対策は、保健所本所においては感染症対策室（令和2年度までは健康安全課感染症対策係）、保健所支所においては管理課が主として担った。

【表：市保健所の構成（令和5年度現在）】

市 保 健 所	保健所本所	健康福祉局保健所	(3課室1公所)
	保健所支所	青葉区保健福祉センター（保健所青葉支所）	(9課)
		宮城野区保健福祉センター（保健所宮城野支所）	(8課)
		若林区保健福祉センター（保健所若林支所）	(8課)
		太白区保健福祉センター（保健所太白支所）	(9課)
		泉区保健福祉センター（保健所泉支所）	(8課)

### † 6 新しい生活様式

「身体的距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」といった基本的感染対策の徹底や、3密の回避など、新型コロナの感染拡大を防ぐため、国の新型コロナウイルス感染症専門家会議が令和2年5月に提言した生活様式。

### † 7 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン（本市の事業・施設等の取り扱いガイドライン）

市行動計画に基づき、本市が主催するイベントの開催における感染防止策の考え方や、本市の市民利用施設を含む各種施設における感染防止策、職員の出張時の留意点等について示すもの。詳細は265ページ「第3章第5節1(1)本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインの作成」参照。

### † 8 IHEAT

感染症のまん延等の健康危機が発生した際に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。令和2年9月に厚生労働省が制度運用を開始し、令和4年12月の地域保健法改正により法定化された（令和5年4月1日施行）。「Infectious disease Health Emergency Assistance Team」の略。

## † 9 災害派遣医療チーム (DMAT)

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。宮城県では、16 病院を宮城県災害派遣医療チーム（宮城 DMAT）指定病院に指定し、派遣に関する協定を締結している。「Disaster Medical Assistance Team」の略。

## † 10 抗原検査（抗原定性検査、抗原定量検査）、PCR 検査

検体採取者の細胞内にウイルスが存在しているかどうか調べる検査を指す。

【図：抗原検査と PCR 検査の違い】

<抗原検査とPCR検査の違い>

検査種類	抗原検査(定性)	抗原検査 (定量)	PCR検査
○調べるもの	ウイルスを特徴づけるたんぱく質 (抗原)	ウイルスを特徴づけるたんぱく質 (抗原)	ウイルスを特徴づける遺伝子配列
○精度	検出には、一定以上のウイルス量が必要	抗原検査 (定性) より少ない量のウイルスを検出できる	抗原検査 (定性) より少ない量のウイルスを検出できる
○検査実施場所	検体採取場所で実施	検査機器等を要する	検査機器等を要する
○判定時間	5～30分	30～40分	1時間～3時間

## † 11 変異株（デルタ株、オミクロン株等）

ウイルスは増殖や感染を繰り返す中で徐々に変異していくことが知られている。大半の変異はウイルスの特性にほとんど影響を及ぼさないが、一部の变異では、感染・伝播性、重症化リスク、ワクチン・治療薬の効果、診断法などに影響を及ぼすことがある。また、同じ株分類の中でも遺伝子配列がわずかに違うものを亜系統（亜種・亜型）と呼んでいる。

デルタ株は、令和 2 年後半にインドで初めて確認されてから世界中で感染拡大を招き、日本においても令和 3 年夏の第 5 波の要因となった。

オミクロン株は、令和 3 年後半に南アフリカで初めて確認されてから世界中で感染拡大を招き、日本においても令和 4 年 1 月以降の急激な感染拡大の要因となった。

また、各株には様々な亜系統があり、オミクロン株 BA.5 系統は、令和 4 年夏の第 7 波の要因となった。

## † 12 みやぎ電子申請サービス

宮城県と県内の市町が共同で運営する、自宅や職場などの身近な場所からインターネットを通じて行政手続きができるサービス。

## † 13 濃厚接触者

症状のある人では症状出現から 2 日前、症状のない人では検体採取時から 2 日前に、以下のような接触があった人を指す。

- ・ 陽性者と同居している人
- ・ 陽性者と長時間接触した人（車内、航空機内などを含む。機内は国際線では陽性者の前後 2 列以内の列に搭乗していた人、国内線では周囲 2m 以内に搭乗していた人が原則）
- ・ 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた人
- ・ 陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接接触した可能性が高い人
- ・ マスクなしで陽性者と 1m 以内で 15 分以上接触があった人

ただし、これはあくまで原則であり、あらゆる状況を聞き取ったうえで保健所が総合的に判断することとされている。

## † 14 積極的疫学調査

感染症法第 15 条に基づき、新型コロナウイルスの発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査を指す。

#### †15 新型コロナウイルス感染症発生届（発生届）

感染症法第12条に基づき、新型コロナと診断した際に、その患者の氏名、年齢、性別等について、医師が保健所に届け出る場合の所定の様式。

#### †16 新型インフルエンザ等対策行動計画（行動計画）

特措法第6条から第8条までの規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えて、国、都道府県、市町村に作成が義務付けられている計画。その時点の感染症の発生場所（行動計画における「発生段階」のこと）に応じた対策等をまとめている。今回の新型コロナへの対応にあたり適用された本市の行動計画は、平成26年11月に作成されたもの。

#### †17 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（基本的対処方針）

国の新型コロナ対策の考え方等を示したもの。令和2年3月28日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において初めて決定された。

#### †18 仙台市新型インフルエンザ等対応マニュアル（市対応マニュアル）

市行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等に対し、取り組むべき内容をあらかじめ明確にしたもの。局、区等ごとに作成している。

#### †19 感染症指定医療機関

感染症法に規定する新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した病院。

#### †20 3密

新型コロナのクラスター発生リスクが高いとされる「換気の悪い密閉空間」、「多数の人が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」の、3つの密を指す。

#### †21 業種別ガイドライン

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、各業界団体が、専門家や関係省庁の助言等を踏まえ、業種ごとに適切な感染防止策を自主的にまとめたもの。

#### †22 新型インフルエンザ等緊急事態措置（緊急事態措置）

緊急事態宣言がされた時から、解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置（特措法第2条第4号）。

#### †23 5つの場面

新型コロナの感染リスクが高まるとされる「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり」の、5つの場面を指す。

#### †24 みやぎ飲食店コロナ対策認証店（認証店）

県の「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」により、飲食店からの申請に基づき、所要のチェック項目を満たしている場合に、感染対策がとられている店として県が認証した飲食店。

#### †25 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）

保健所等の業務負担軽減及び保健所・都道府県・医療機関等をはじめとした関係者間の情報共有・把握の迅速化を図るため、厚生労働省が令和2年5月に運用を開始したシステム。新型コロナ感染者等の情報（症状、行動歴等）の入力・報告を電子的に行うことができるとともに、情報の一元的な管理や、関係者間の共有を可能としたもの。「Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19」の略。

## †26 患者搬送コーディネーター

円滑な救急搬送受入体制を構築することを目的として、地域医療に精通した救急医等、トリアージ役（患者振り分け役）として活動する専門家。

### 3 本書の見方について

#### (1) 対象とする期間について

本書が対象とする期間は、日本国内ではじめて新型コロナの感染者が確認された令和2年1月から、新型コロナの感染症法上の位置付けが5類へと変更された令和5年5月までとし、以下の6期に分けて定義する。

- 流行初期（第1波～第3波）：令和2年1月～令和3年2月
- 第4波：令和3年3月～同年6月
- 第5波：令和3年7月～同年12月
- 第6波：令和4年1月～同年6月
- 第7波：令和4年7月～同年9月
- 第8波：令和4年10月～令和5年5月

#### (2) 本市独自事業について

第3章において、本市が国等の制度や通知に基づかず独自に実施した事業については、本市独自事業であったことを明示するため、「本市事業」と表記する。

〔第3章の表記例〕

	(2)に基づく 記載	(1)に基づく 記載
第1節 実施体制		
1 感染症対応に係る危機管理体制		
(2) 新型コロナウイルス感染症対策調整担当の設置・対応	本市事業	実施期間： 流行初期 ～第8波
担当部署：危機管理局危機管理課、総務局人事課		

### 4 表記について

#### (1) 市及び県の表記について

原則として、仙台市は「市」又は「本市」、宮城県は「県」と表記する。なお、記載がないと分かりにくい場合は、「仙台市」、「宮城県」と表記する。

#### (2) 法人名の表記について

法人名は、原則として法人格にあたる部分（例：株式会社、一般財団法人）を除いて表記する。なお、法人格にあたる部分の記載がないと分かりにくい場合は、略称（例：(株)）を付す。

#### (3) 表記の時点について

本書が対象とする期間である、令和2年1月以降に名称が変更になっているものは、原則として当時の名称で表記する。